

# 公益財団法人日本YWCA 2026年度事業計画書

事業年度: 自)2026年4月1日 至)2027年3月31日

1. 平和・人権・環境などグローバルな課題について学習及び普及活動を行い、かつこれらの問題解決のために青少年・若い女性のリーダーシップを養成する事業(公益目的事業1)  
「平和」「人権」「環境」「教育」「女性への暴力」「HIVとAIDS」「性と生殖/健康」など、女性と子どもに関わる地球規模のグローバルな課題を、ことに若い世代の人たちに普及啓発することを目的に、以下のリーダーシップ養成プログラムを実施する。

## 公益目的事業1-1

### (1)ひろしまを考える旅

ひろしまを考える旅は、核兵器による惨事を二度と繰り返さないために若い世代と平和の大切さを学び考え、共に平和な世界を実現したいとの願いのもと、広島で実施する2泊3日の平和学習プログラムである。日本全国からの中高生・大学生・大学院生を中心に、留学生、韓国と中国からの参加者、一般成人等、多文化・多世代の参加者で構成する。参加者は、被爆証言を聴き、平和記念資料館見学やフィールドワーク、ワークショップを通して、原爆被害の実相と日本軍による加害の事実という両方の側面を学び、平和について考える。前回は2025年3月に実施した。被爆者の方々が高齢になり、実施が年々難しくなっていることに加え、運営を担う人材の養成も急務である。2026年度の計画については4月以降検討を始める。

## 公益目的事業 1-1

### (2)日韓ユース・カンファレンス 2027年2月中旬 於:日本

日韓ユース・カンファレンスは、東北アジアにおける草の根の平和交流と女性のリーダーシップ養成を目的としている。日本・韓国の18歳～30歳の青年を対象とし、姉妹団体の韓国YWCAとの協力のもと、1993年から日本および韓国で交互に開催してきた。プログラムでは、日韓両国に共通する課題を取り上げ、両国の参加者による事前学習を経たプレゼンテーションの発表やフィールドワークでの実地見学による学習を行った上で、参加者全員でのディスカッションにより解決策を協議し見出していく。言葉も文化も異なる青年たちが出会い、協力して共有する課題の解決策を創造する場をつくることを通じて、未来を担う日韓両国の青年たちが、リーダーシップをもって東北アジアの平和構築のため行動できる主体となれる力をつけることを目指す。

## 公益目的事業 1-1

### (3)中高 YWCA 地区カンファレンス

全国37校中学校・高等学校の中高YWCAで活動している中学生・高校生のリーダーシップトレーニングを

目的とし、3つの地区に分かれて地区カンファレンスを実施する。各地区カンファレンスでは、テーマを定めてフィールドワークなどの体験学習を行い、グループ作業や発表で、話し合いや分かち合いの手法を学ぶ。これらの体験・作業・学習をとおして、各中高YWCAの個々の活動が国内および海外のYWCAにおける女性と少女の人権・健康・持続可能環境・平和の取り組みにつながっていることを認識し、「いのち」が大切にされる平和な世界をつくり出すチカラを、一人ひとりがもつことを再確認する。

#### 東北・北海道地区カンファレンス

日程：2026年7月29日(水)～31日(金)

場所：ふるる函館(仮)

テーマ：「女学校が経験した戦争」

#### 関西地区カンファレンス

日程：2026年7月29日(水)～31日(金)

場所：琵琶湖リトリートセンター

テーマ：「つながり」

#### 関東地区カンファレンス(未定)

#### (4)2026年度顧問総会・研修会 2027年2月23日(火)

全国の中高YWCAの顧問教員が年に1回集まり、各校YWCAの取り組みの分かち合い、YWCAの国内外の取り組みの報告、そして全国の中高YWCAに共通する課題について協議する。研修会では、各校顧問のYWCA理解を深めるとともに、ジェンダーに関する気づきと学びの講演やワークショップ等を行う。

#### 公益目的事業1-1

##### (5)中高YWCAだより「わーいだよ！」発行 年1回発行

中学校・高校生のリーダーシップ養成の一環として、年1回『中高YWCAだより わーいだよ！』を発行する。国内外のネットワークをとおして収集した女性と少女の課題とその取り組みを紹介するほか、各学校の取り組みについても紹介する。『中高YWCAだより わーいだよ！』は、中高生たちが女性と少女の課題への関心を促すことを目的とする。

## 2. 女性と子どものためのセーフスペース事業(公益目的事業 1)

2025年度から、全国のYWCA(拠点ベース)をつないで、共通テーマのプログラム/事業に取り組むための準備を始めた。共通テーマのプログラムとしては、女性と子どもの居場所・特定ニーズを対象とした住まいの提供・平和/人権の学びと発信を検討している。2025年11月から神奈川県平塚市において通所型居場所事業を開始、沖縄県那覇市においては平和のメッセージを発信するための拠点づくりを計画している。

### 公益目的事業1-2

#### (1)神奈川県困難な問題を抱える女性に対する通所型支援事業

通所型支援事業は、様々な背景から困難や不安を抱える女性たちが居場所や仲間を持ち、社会とのつながりを取りもどし、必要に応じて適切な相談機関につながり、自立へ向かうことを目的にジェンダーの視点に立った支援を行う。「2025年度神奈川県困難な問題を抱える女性に対する通所型支援事業(川崎、横浜、三浦半島、湘南地域圏分)」に応募し採択され、2年目を迎える。日本YWCAが所有する平塚YWCA会館を活用し、毎週月・木曜日と、第2・4の金曜日、第1・3の土曜日の週3回、毎回6時間開室。リラクゼーションプログラムや講座、健康相談の機会や温かい食事を提供することで、安心・安全に過ごせる居場所、セーフスペースを運営している。

#### (2)ユースエンパワメント事業の推進1-2

ユースエンパワメント事業として、Rise Up!(世界YWCA共通、若い女性の変革のためのリーダーシップトレーニングプログラム)を推進する。YWCAの内外のユースを対象に世界YWCAが推奨するRise Up!プログラムを実施する。中高YWCA教員ならびに中高生を対象に、全国において学校を中心にRise Up!の出前ワークショップを担当・実施すると同時に、出前ワークショップの担い手を養成する。また、地域YWCAでユースが集う機会としてテーマごとのギャザリングを開催し、リーダーシップトレーニングプログラムを実施する。オンラインのギャザリングのほか、リトリートキャンプやスタディツアー、ユースが関わる社会課題を学ぶことができるスタディツアーなどの企画も行う。

## 3. 国連機関および国内外のNGOとの協働や機関紙・ウェブサイトでの情報配信等を通して行うアドボカシー(政策提言等)事業(公益目的事業 1)

国連の諮問機関でもある日本YWCAが加盟する世界YWCAとの連携と協働のもと、女性と子どもに関するグローバルな課題解決のために政策提言、およびYWCAが発行する機関紙やウェブサイトでの情報配信やキャンペーンを通して、平和・人権・環境・教育・女性への暴力・HIVとAIDS・性と生殖/健康など、女性と子どもに関わる課題を取り上げたアドボカシー事業を実施し、真理を見極める人材を育成する。また、当法人の公益事業の周知と当法人に対する支援や協力の推進をはかるべく、情報発信や広報、ファンドレイ

ジングの促進を行う。

### 公益目的事業1-3

#### (1)非暴力週間 2026年10月11日(日)～17日(土)

毎年10月第3週をYWCA非暴力週間に定め、世界中のYWCAが、特に少女・若い女性・女性への暴力に抗して声をあげる。日本YWCAでも、非暴力のシンボルカラーであるパープルカラーをモチーフにして全国の女性たちが写真を撮って日本YWCAのフェイスブックにあげるなど、女性への暴力をなくすメッセージを配信する。

### 公益目的事業1-3

#### (2)YMCA/YWCA 合同祈禱週 2026年11月8日(日)～14日(土)

世界YMCA・YWCAでは、11月の第2週目の日曜日からの一週間を合同祈禱週として、毎年一つのテーマのもとに、聖書からメッセージを聴き、祈りを共にする時をもつ。日本でもYMCAとYWCAが冊子を共同翻訳して広め、全国各地で一つのテーマのもと学びと祈りの会を開催する。

### 公益目的事業1-3

#### (3)国連女性の地位委員会(CSW)への派遣 2027年3月 於:米国・ニューヨーク

YWCAの活動や国際人権システムに関する学習、リーダーシップトレーニングを経て、国連女性の地位委員会(Commission on the Status of Women)へ派遣する。パラレル・イベントでの発表等をとおして、日本国内の女性の人権の課題を現場の声として届ける。

### 公益目的事業1-3

#### (4)機関紙『YWCA』の発行

「機関紙での情報配信等をとおして行うアドボカシー事業」として、機関紙『YWCA』を年6回企画・発行、無料配布。紙からデジタルへの移行も視野に入れながら、2026年度も4月・6月・8月・10月・12月・2027年2月に各5,600部の発行を予定している。

### 公益目的事業1-3

#### (5)世界YWCA配信情報の日本語版をSNSで配信

世界YWCAが発信している世界の女性たちの活動報告や、開発・保健・経済・政治などの問題を、日本YWCAで翻訳・編集して日本YWCAのウェブサイト上にも掲載し、不特定多数の人たちへ知らせる。

### 公益目的事業1-3

#### (6)その他のアドボカシー活動

- ・ 海外で報道されている日本の憲法等の情報を発信
- ・ 「核」否定に関する情報をわかりやすく発信
- ・ ウェブサイトでの情報を国内および世界に向けて随時発信
- ・ 政策提言を必要に応じて行う
- ・ 他団体の媒体への情報掲載や、イベント等への出展を行う
- ・ 戦争体験の記録の保存と発信に取り組む

#### 4. 国内外の災害や紛争等に対する緊急支援事業(公益目的事業 1)

国内外で起こった地震・洪水・事故等の災害や紛争等で被災した女性や子どもたちの安全と安心を確保するために、支援物資や支援金の提供および現地のニーズにあった適切なプログラムを実施する。また、そのために必要なトレーニングされたボランティア等の人材を養成する。これまでの支援事業に加えて、将来の災害を見据え、2025 年度には com7300 基金を創設、①「核」否定の思想を具現化するプログラム、②東京電力福島第一原子力発電所事故の影響をうけた子どもと女性の支援や、事故後の放射能被災の調査・研究を行う団体および個人の活動を支援している。

##### 公益目的事業1-4

###### (1)東日本大震災被災者支援

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した女性や子どもたちを対象に以下の中長期支援を行う。東日本大震災時に生まれた子どもたちが、20 歳になるまで日本 YWCA は支援を継続することを目標に、com7300 (com=共に、7300=20 年間の日数)の名称で活動を継続してきた。大震災から 15 年が過ぎ、支援者も減少している。放射能汚染に苦しむ福島の様子は依然として深刻なため、YWCA はどのような方法で活動を継続するかが問われる。「セカンドハウスプログラム」と「リフレッシュプログラム」は当初より継続している。

###### 被災者受け入れのための住宅支援「セカンドハウス」

東京電力福島第一原子力発電所事故による比較的放射線量の高い地域に居住する子どもたちとその保護者、単身女性を対象に、日常生活圏を一時的に離れて休養し、心身の健康維持とリフレッシュをするための滞在住宅施設を通年で提供する。

###### こころと身体の「リフレッシュプログラム」

被災による大きなストレスを抱えている子どもと保護者に、被災地を離れ、キャンプや観光等の楽しい時間の中で、こころと身体をリフレッシュしてもらうプログラムを全国の地域 YWCA と協働して実施してきた。コロナ禍を経て、新たな方法を模索しながら 2026 年度も全国の地域 YWCA や、各地域の団体とも協働して実施する予定である。

## 公益目的事業1-4

### (2)国内外で起こった災害や紛争等の緊急・中長期支援

#### 災害や紛争等の緊急支援

突発的な災害時に随時行うとともに、昨今災害が多発していることから、今後起こりうる災害に備え、災害時における女性への支援のあり方の検討や支援体制の整備を行う。

#### パレスチナ YWCA の活動支援およびオリーブの木キャンペーン

これまで、パレスチナ YWCA が実施している「パレスチナの難民の子どもたちの学びと成長を支援するプログラム」や「女性の自立のための職業訓練」への支援およびパレスチナにオリーブの木を植林する「オリーブの木キャンペーン」に参加し、日本国内で支援を呼びかけてきた。2026 年度もパレスチナの人々への人権侵害の解消や紛争解決を、世界 YWCA のネットワークで取り組む。

## 5. 地域社会に貢献するボランティアのリーダーシップ養成事業(公益目的事業 1)

国際規模の社会貢献活動を推進し、質を維持するために継続したリーダーシップトレーニングの実施が不可欠である。以下のボランティアによる全国規模の集会や会議等の社会貢献活動プログラムを日本 YWCA に加盟する全国の地域 YWCA および学校 YWCA と、日本 YWCA が加盟する世界 YWCA に連なる各国 YWCA との協働により実施する。これらに参加することで、リーダーシップが養成され、発揮されるようになる。ボランティア・コーディネートを担い、社会状況を分析する力を養い、地域および国際社会の女性と子どものニーズに応えながら、主体的に事業の企画・推進を担う国際的視野をもつ人材を育成する。リーダーシップが発揮され、全国の YWCA が(若い)女性のセーフスペースとなることを目指す。

## 公益目的事業1-5

### (1)日本 YWCA の公益事業の企画会議(運営委員会)

2026 年 4 月～2027 年 3 月 毎月 1 回

※2026 年 7 月 25 日(土)～26 日(日)は、フェスタ会場の下見を兼ねて現地にて実施

## 公益目的事業1-5

### (2)全国規模の社会貢献事業の企画会議(加盟 YWCA 中央委員会)

2026 年 5 月 30 日(土) オンライン

## 公益目的事業1-5

### (3)全国地域 YWCA のボランティア組織の責任者のトレーニング(会長会)

2026年5月上旬 オンライン

#### 公益目的事業1-5

##### (4) ボランティアと共に全国規模の社会貢献事業を推進するためのYWCA職員研修

YWCA職員研修	2026年6月～7月	オンライン
YWCA幹事研修	2026年8月2日～3日	対面

#### 公益目的事業1-5

##### (5) YWCA フェスタ 2026

2026年11月14日(土)～15日(日) 対面・オンラインのハイブリッド開催 於: 大阪市

#### 公益目的事業1-5

##### (6) その他社会貢献活動を推進するボランティアのリーダーシップ養成

- ・ 世界YWCA国際協力事業、海外YWCAとの協働プログラムの実施
- ・ アジア地域YWCA会議(5月17日～20日) 於: 台湾
- ・ 国際的・社会的状況を把握・分析し、課題解決のために取り組むべき事業を担うために必要な力を養うための研修会
- ・ 地域YWCA間の協働のもとに行う「地域活動推進プログラム」への協力

## 6. 土地建物の貸与および共有事業(収益目的事業1)

当法人の公益目的事業の実施に必要な資金を補うことを目的として、法人が所有する東京都千代田区九段南4-8-8の土地と建物等を貸与する。公益目的事業に安定した資金供給のために、建物を良好な状態で維持管理するべく、日常の営繕を実施し適正な資産運用と管理を行う。

## 7. 法人運営

評議員会・理事会等を設置し、当法人の資産の管理・運用、重要な人事および業務執行の責任を担う。2026年度は以下のように会議を予定している。

### (1) 評議員会

2026年6月20日(土) 対面・オンラインのハイブリッド開催 於: 東京 YWCA 会館

2027年3月 書面決議

**(2)理事会**

2026年6月、9月、11月

2027年2月

**(3)人事部会**

当法人の理事会の委嘱を受けて日本YWCA職員人事全般に関して責任を負い、2026年度も定期的な会議、職員との人事面談、就業規則の見直し等を行い、労働環境の整備等にあたる。

以上